

身体的拘束最小化のための指針

医療法人弘仁会 南和病院

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は非人道的な行為であり、人権侵害、QOL の低下を招く行為です。当病院は、患者一人一人の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的拘束による身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束最小化に向けた意識をもって対応します。身体的拘束は、緊急時や安全性が確保できないと医学的に判断された場合を除いて原則禁止とし、身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束の実施を禁止する。

2) 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいい、具体的行為を下に示す。

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

(1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件を満たした場合に限り、必要最小限の身体的拘束を行うことができる。

切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと

一時性：身体的拘束が必要最小限の期間であること

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記3要件については医師、看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患

者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

(3) 身体的拘束を行う場合の手順

当院の「身体的拘束マニュアル」に基づき実施する

4) 身体拘束禁止に取り組む姿勢

- (1) 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- (2) 身体拘束をすぐに行う必要があるか複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。
- (3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。
- (4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定め、アセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。
- (5) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。
 - ① 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
 - ② 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げない。
 - ③ 患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、多職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める。
 - ④ 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
 - ⑤ 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する。

3. 身体的拘束最小化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束を最小化するため体制を維持・強化する為、身体的拘束最小化チームの設置し、身体的拘束最小化対策に係る。「身体的拘束最小化チーム」（以下「チーム」という）

1) チームの構成

医師、看護師、薬剤師、理学療法士または作業療法士、事務職員等のメンバーをもって構成する。

2) チームの役割

- (1) 身体的拘束の実施状況を把握し、毎月、医療安全対策委員会において報告する。
- (2) 身体的拘束実施事例の場合、実施状況の確認や3要件（切迫性、非代替性、一時性）を具体的に検討する。
- (3) チーム内の検討内容を議事録に記録し適切に保管する。
- (4) 定期的の本指針・マニュアルを見直し職員に周知して活用する。
- (5) 身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録する。
- (6) 鎮静を目的とした薬物の適正使用や身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化を図る

3) チームの活動

3ヶ月に1回（4月 7月 10月 1月）

4. 身体的拘束最小化のための研修

医療ケアに関わる全ての職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を開催する。

- 1) 定期的な教育研修（年1回）を実施する。

- 2) 新規採用時はオリエンテーションで必ず実施する
- 3) 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成する。

5. 当指針の閲覧

当指針は、患者及び家族がいつでも当院内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

令和7年 5月 19日より施行します。